

千葉県ひとつくり応援講座等利用促進事業業務委託 仕様書

1. 委託名

千葉県ひとつくり応援講座等利用促進事業業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

3. 業務目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症経済対策として、文化、教養、資格取得、スポーツ等の講座・サービス（以下、「習いごと」という。）を提供する事業者（以下、「習いごと事業者」という。）の需要回復、及び千葉市民を中心とした利用者（以下、「利用者」という。）の学びの機会回復により、文化振興、雇用推進につなげることを目的として、予算の範囲内において、習いごとの利用を促進するキャンペーンを行うものである。

4. 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「千葉県ひとつくり応援講座等利用促進事業業務委託」を受注した者（以下、「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

5. 事業概要

(1) 本事業に参加する習いごと事業者の講座・サービスを募集し、講座・サービスを掲載するWEBサイト（以下、「特設サイト」という。）及び紙のカタログを用意し、利用者へ講座・サービスの周知を図る。

(2) 特設サイト及びカタログに掲載される講座・サービスに関して、習いごと事業者の販売価格から50%割引価格で利用者への販売を行う（以下、「利用促進キャンペーン」という。）仕組みを構築する。

なお、割引相当額は本事業の事業費に含まれる。

(3) 利用促進キャンペーンの名称は、企画提案内容を基に発注者と協議を行ったうえで決定する。

(4) 利用促進キャンペーン期間

令和2年10月から令和3年3月末※まで

※3月末までに、習いごと事業者への割引分金額の支払いと発注者への報告までを完了するスケジュールにて実施すること。

なお、開始時期を前倒し可能な場合は10月を待たずに開始するものとする。

(5) 習いごと事業者は、本事業実施時点で以下の各号すべてに該当する者とする。

ア 千葉市内において、習いごとの講座を開設し、サービスを提供する者及びその予定の者

イ 千葉市の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施している者

ウ 次の各号に該当しない者

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配するもの

(イ) 代表者又は役員が暴力団員であるもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に係るもの

(オ) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの

(カ) 公序良俗に反する等、発注者が不相当と認めるもの

(6) 千葉市習いごと事業者感染症対策協力金支給制度の申請受付及び支払い業務

(7) 本業務の遂行に関する効果的なプロモーションを行うことにより、本事業、習いごと事業者及び本市のPRを図る。

(8) 本業務の遂行にあたっては、市が推進する産業振興・観光施策との連携による相乗効果の獲得に努めること。

6. 委託内容

(1) 業務の全体管理・予算管理・運営

業務の円滑かつ効果的な実施のため、事務局を設置し、業務の全体管理・予算管理・運営等を行うこと。

(2) 特設サイトの制作・運営

利用促進キャンペーンを実施するための特設サイトを制作・運営する。

特設サイトは、以下の各号の機能を有しており、習いごと事業者及び利用者が活用しやすいものとする。

また、以下各号の機能以外で必要と思われる機能については適宜企画提案に含めること。

ア 習いごと事業者募集ページ

(ア) キャンペーンの概要説明

(イ) 参加登録申請方法の説明

(ウ) 習いごと事業者の登録申請

(エ) 感染症対策協力金の申請

(オ) 問い合わせ先

イ 利用者向けキャンペーンページ

(ア) 利用促進キャンペーンの概要説明

(イ) キャンペーン利用方法説明

(ウ) 各講座・サービスの情報

(エ) 各講座・サービスの在庫状況の表示

(オ) 問い合わせ先

掲載する内容については、別途、発注者と協議し、原稿・デザイン案等を作成すること。

(3) カタログの制作

前述 6.(2) イ 利用者向けキャンペーンページに掲載される情報と同様の内容を掲載する、紙のカタログを作成する。

ア 発行部数

千葉市の主要施設及びキャンペーンの周知に有効と思われる施設への配布・配架、予備を考慮した部数とすること。(15万部以上)

イ 配布先

主要施設への配架、その他キャンペーンの周知に有効と思われる施設への配布・配架すること。

具体的な配布・配架先については、企画提案内容を基に発注者と協議を行ったうえで決定する。

なお、配布・配架先との調整が必要な場合は適宜行うこと。

ウ その他

(ア) カタログの構成やデザイン、紙質などは、本事業の趣旨やキャンペーンの内容が分かりやすく伝わるものとし、本事業や掲載講座・サービス、本市のイメージ向上につながるようなものとする。

(イ) カタログの配布・配架にあたっては、カタログを利用する人に対して本事業の趣旨やキャンペーンの内容が適切に伝わるような工夫をすること。

(4) 習いごと事業者の募集

発注者と密に連携し、習いごと事業者の参加申込の募集を行う。

目標：100事業者350講座・サービス以上とする。(事業期間中の累計)

なお、講座・サービス販売期間開始後も随時、習いごと事業者の参加申込を受け付け、随時追加された講座・サービス内容を特設サイトにアップロードすること。

(5) 習いごと事業者の参加申込受付、選定、登録、管理

習いごと事業者の参加申込受付・審査・支援決定・登録、発注者への報告、選定事業者への支援決定(不決定)通知を行う。

また、オンラインのみならず、オフラインによる申請受付、選定事業者への支援決定(不決定)通知などにも対応すること。

ア 参加を希望する習いごと事業者から申込みを受け付けるために、次の各号で規定する情報及び添付資料を取得し、参加登録申請を受け付けること。

(ア) 事業形態（法人又は個人事業主）

(イ) 設立（創業）年月日

(ウ) 代表者名

(エ) 代表者名（平仮名又はカタカナ）

(オ) 代表者生年月日

(カ) 代表者性別

(キ) 代表者住所

(ク) 代表者電話番号

(ケ) 代表者メールアドレス

(コ) 講座・サービスの名称

(サ) 販売予定価格（割引前）

(シ) 講座・サービスの概要

(ス) 開催期間

(セ) 開催場所名称（施設名や店舗名）

(ソ) 開催場所住所

(タ) 千葉県習いごと事業者感染症対策協力金申請書及び添付書類

(チ) その他、事業者の審査及びキャンペーン参加にあたり必要な情報・添付資料

イ 習いごと事業者からの申請をもとに、発注者の指示に従い、審査を行い、支援を決定すること。

支援が決定された事業者について、参加事業者のリストを作成の上、発注者に報告すること。

※参加事業者のリストとは、名称、所在地、連絡先、事業内容等が記載されたデータのこと。

ウ 習いごと事業者へ、支援が決定（不決定）した旨の通知をすること。

エ 参加登録申請を行った事業者のうち、書面上、営業実態の確認が困難な事業者については、実態調査をするとともに、調査を行った結果について発注者に報告すること。

また、事業開始後、不正利用等の疑義がある事業者があった場合、当該事業者の事業所に調査を行い、営業状況等を確認するとともに、調査結果を発注者に報告すること。

オ その他

必要に応じて適宜、支援対象事業者の募集及び受付に関する業務を行うこと。

(6) 講座・サービス募集、選定の考え方

ア 利用者の文化振興・雇用推進につながるような講座・サービスであること。

イ 千葉市の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を取ったうえで提供される講座・サービスであること。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの需要回復に向けて、何らかの工夫やチャレンジをし、新たな需要創出を目指す事業者が提供する講座・サービスであること。

エ 掲載する講座・サービスは、1事業者当たり最大30件、1講座・サービスの販売価格（割引前）は最大100,000円（税込）とする。

(7) 割引に関すること

ア 特設サイトに掲載する講座・サービスは、事業者提供価格の50%割引で販売することとし、割引分は市が負担する。

イ 割引分予算は、235,500,000円を見込み、本委託事業の事業費に含むこととする。

ウ 1事業者に支払う割引分費用の上限は、原則23,550,000円とし、上限額を超えて執行しないよう、適切に管理すること。

ただし、23,550,000円を超える分の割引分費用の支払いについて、予算の範囲内で市長が認めるものについてはこの限りではない。

(8) 千葉市習いごと事業者感染症対策協力金支給制度に係る業務

本市は、本市の指針に基づき新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施している習いごと事業者に対して、フェースシールドや消毒液、マスク、アクリル板等の購入・設置等、感染症防止対策経費に対する協力金として、一律3万円を助成する事業（150事業所を想定）を本委託事業と同時に行う。

なお、感染症対策協力金の予算については、本委託事業の事業費には含まず、別途本市が交付決定したものについて、受注者を通じて習いごと事業者に支払うものとし、本委託事業においては、以下のア、イの業務を委託するものとする。

ア 申請書及び添付書類の受理・保管

(5)の業務時に合わせて、本制度の申請書及び添付書類の受理・保管を行う。

また、オンラインのみならず、紙などのオフラインによる申請書及び添付書類の受理・保管などにも対応すること。

イ 申請者への協力金の支払い

受託者は、参加事業者へ割引相当額合計を支払う初回時に、協力金も合わせて口座振り込みにより支払う。オフラインの場合も同様とする。

なお、振込手数料は本委託事業の事業費に含むものとする。

また、支払い後、不正利用等の疑義がある参加店舗があった場合、当該事業者の事業所に調査を行い、営業状況等を確認するとともに、調査結果を発注者に報告すること。

(9) 利用者向けキャンペーンの周知・プロモーション

発注者と密に連携し、利用者に向けて効果的なキャンペーン周知・プロモーションを行う。

キャンペーン周知・プロモーション内容については企画提案内容を基に発注者と協議を行ったうえで決定する。

なお、千葉市の市政だよりや SNS 等も活用できるものとする。

(10) 講座・サービスの販売

特設サイトにて、本キャンペーンの講座・サービスの紹介を行う。

利用者からの予約及び決済の方法については、企画提案内容を基に発注者と協議を行ったうえで決定する。

但し、インターネットが利用できない習いごと事業者、利用者もいることを想定し、必ずオフラインでの予約・決済方法も提案に含めること。

(11) 利用料金の精算

習いごと事業者から、利用実績について報告させ、利用者からの申込実績と照合後、習いごと事業者への利用料の支払いと発注者への報告を行う。

なお、参加事業者からの実績報告においては、オフラインによる報告にも対応すること。

また、本事業における割引分予算額（235,500,000 円）を超えて申込受付をしないように、適切に管理すること。

報告事項は以下のとおりとし、不正利用・不正報告を防止する手段を必ず設けること。

ア キャンペーン利用者数、利用金額合計

イ 参加事業者ごとの利用者数合計

ウ 参加事業者ごとの利用金額合計

エ 参加事業者への割引相当額及び協力金支払い状況

オ その他、発注者が求めるもの

(12) 問い合わせ対応

習いごと事業者及び利用者等からの問い合わせに対応するために事務局を設置し、専用電話窓口及び問い合わせ対応人員を配置すること。

(13) 実績報告・効果測定

受注者は、「5（4）利用促進キャンペーン期間」の終了後に、次の事項について期間全体の実績及びその効果測定結果を発注者に報告すること。

ア キャンペーン利用者数合計（全体）

イ 参加事業者ごとの利用者数合計及び内訳（個別）

ウ キャンペーン利用金額合計（全体）

エ 参加事業者ごとの利用金額合計及び内訳（個別）

オ 参加事業者への割引相当額及び協力金支払い状況

カ その他、発注者が求めるもの

(14) 納品について

ア 納品物

(ア) 上記実績報告が記録された CD ディスク：原盤 1 枚

(イ) 実績報告書：10 部

(ウ) 参加申請書類一式（紙及びデータ）

イ 納品先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 2-1

千葉市役所経済農政局経済部観光プロモーション課

ウ 納品時期

令和 3 年 3 月 31 日まで

7 委託料について

本業務の委託料は概算払いにより契約時に市から支払いを行い、業務終了後に精算するものとする。

受注者は、委託料の精算に際し、発注者が定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(1) 委託料の内訳

本事業の委託料には以下を含むものとする。

ア 割引相当額

イ 事業実施に係るシステム制作等諸経費

ウ 事業実施に係る事務諸経費（振込手数料含む）

エ その他、事業の実施に必要な経費

8 不正行為の防止

(1) 本事業に関して何らかの不正行為が行われないよう、適切に対応すること。

(2) 万が一不正行為が行われた場合、発注者が損害を被ることがないように、受注者の責任で対応すること。

9 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

ただし、既存システム・LP（ランディングページ）・画像等はその限りではない。

本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権

(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利) を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

10 個人情報等の保護

(1) 受注者は、本業務で知り得た個人情報や、市の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務委託が終了した後も同様とする。

(2) 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、千葉市が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

(3) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」(以下「特記事項」という。)を順守しなければならない。

11 受注者及び業務従事者の責任

受注者及び業務従事者が、業務の実施につき市又は第三者に及ぼした損害(天変地異及びその他受注者の責に期することのできない事由によるものを除く)については、受注者がその責を負う。

12 その他留意事項

(1) 発注者が行う新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の趣旨に賛同の上、市内の事業者支援に配慮すること。

(2) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。

(3) 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(4) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受注者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

イ この仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(5) 受注者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行なうものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。